

## 平成31年度 空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業 募集要領

### 1 事業名

空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業

### 2 事業の概要

埼玉県内の商店街における空き店舗等を活用して、にぎわいの創出や地域ブランドの向上につながるリノベーション事業を募集します。

優秀な事業については賞金を交付し、空き店舗活用のモデル事業として他の地域へ波及を目指します。

応募事業は、県の設置する審査委員会において、リノベーションした物件の企画力やデザイン性、事業の実現性、地域貢献などを総合的に審査します。

### 3 本事業における空き店舗等とリノベーションの定義

空き店舗等の既存の建物を改修し、商店街の活性化につながる店舗や事務所等を開業するものをいいます。

空き店舗等とは事業の用に現に供されていない店舗、倉庫、事務所及び人の居住していないことが常態である住宅をいいます。

リノベーションとは、単なる修繕にとどまらず、新たな機能やデザインを加え、付加価値を与えた企画をいいます。

### 4 対象地域

県内全域（さいたま市を除く）

### 5 応募要件

#### （1）応募対象者

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に、埼玉県内（さいたま市を除く）の商店街にある空き店舗や空き家などを改修し、新たに店舗や事務所を開業し又は開業しようとするもの。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、団体（政治活動又は宗教活動を行う団体を除く。）又は協同組合の代表者であること。

なお、個人事業者を含む。

#### （2）新たに開業する業種

小売業・飲食業・サービス業等を開業又は平成32年度末までに開業見込みのもので次のいずれにも該当しないもの。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業を行おうとするもの。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号の暴力団に関係するもの。

ウ 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖  
化事業（チェーン店事業）を行おうとするもの。

エ 法令及び公序良俗に反する事業であるもの。

※ 小売業・飲食業・サービス業等とは、国の日本標準産業分類（平成25年総務  
省告示第405号）に定める対象事業をいう。

・小売業（ドラッグストアやコンビニエンスストアは除く）

織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の  
小売業（家具小売業、書籍・雑誌小売業など）

・飲食業（キャバレー、ナイトクラブは除く）

飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス等

・サービス業

洗濯・理容・美容、その他の生活関連サービス業（旅行業、観光葬祭業等）

・その他、商店街のにぎわいの創出や、地域ブランディングを向上させると認め  
られる業種

チャレンジショップ、シェアオフィス等

### （3）改修・開業について

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間にリノベーションを実施  
し、開業済み又は平成32年度末までに開業予定のもの。

### （4）その他

ア 開業する地域の商店街の組織に加入すること。

イ 商店街等の地域活動に積極的に参加し、その発展に寄与する意欲があること。

## 6 賞金

最優秀賞300万円（1件）

優 秀 賞100万円（3件）

## 7 受賞の取消し

次のいずれかに該当するときは受賞の決定を取り消します。

- ・虚偽その他不正の手段により選定事業者の決定を受けたとき。
- ・提案事業が建築基準法はじめ法令に違反したとき。
- ・社会的信用を失墜させる行為を行ったとき。
- ・その他提案事業を正当な理由なく実施しないとき。

## 8 応募方法

### (1) 募集期間

平成31年4月19日(金)～9月20日(金)

郵送の場合は、期間最終日の消印まで有効です。

持参の場合は、土・日・祝日を除く平日の9時～17時に受け付けます。

### (2) 提出書類

ア 空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業応募申請書(様式第1号)

イ 事業概要(様式第2号)

ウ 物件の賃貸借契約書又は売買契約書等の写し

エ 店舗の案内図、外観及び内装の写真(改修前後)

※今後改修する場合は、パース等で可

オ 店舗の平面図(改修前後)

### (3) 提出方法

ア 提出部数

正本1部、副本9部

イ 提出方法

持参又は郵送とします。

### (4) 提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 商業担当

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (本庁舎5階北側)

(電話) 048-830-3761

### (5) その他

提出書類一式は返却しません。

## 9 選考

県は、審査委員会を設置し、応募事業の選考を行います。

### (1) 第一次審査(書類審査)

提出書類に基づく書面審査の実施をします。

第一次審査の結果は郵送で通知します(平成31年9月下旬を予定)。

必要に応じてヒアリングや現地調査を行います。

### (2) 第二次審査(公開コンペ審査)

第一次審査を通過した事業について、公開の場でプレゼンテーション(事業説明)を行っていただき、最優秀賞及び優秀賞を選定します。

ア 第二次審査開催時期

平成31年10月中旬頃開催予定(日時等は第一次審査の通過者に第一審査の結果とともに、郵送で通知します)。

イ プレゼンテーション時間は10分間程度とし、審査委員からの質疑時間は15分間程度とします。

ウ プレゼンテーションは、既に提出済の事業概要等を踏まえ、パワーポイントを用いて事業の説明を行います。

エ 評価に当たっては、概ね下記の項目について審査します。

(ア) 今後の空き店舗活用のモデルとなるような新しい発想や工夫が盛り込まれているか。

(イ) リノベーションした物件のデザイン性は優れているか。

(ウ) リノベーションの費用は適切であるか。

(エ) 地域の課題やニーズに応じているか。

(オ) 継続的に事業を実施していくことができるか。

## 10 賞金交付の流れ

第一次審査(書類審査、9月下旬)→第二次審査(公開コンペ審査、10月中旬)  
→受賞者公表(10月下旬)→賞金の交付(改修工事完工確認後)

## 11 提出先・お問合せ先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 商業担当

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (本庁舎5階北側)

(電話) 048-830-3761 (FAX) 048-830-4812

(E-mail) a3750-11@pref.saitama.lg.jp